

<p>兵庫県明石市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H14.11.11 児童健全育成支援システム「こどもすこやか ネット」に移行：H16.7.21 協議会設置（移行）年月日：H18.1.12</p>
<p>人口：292,081人 （H19.1.1現在）</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：43,474人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：健康福祉部こども室子育て支援課調整係、8名 職員A（行政職 常勤・兼任） ◎職員B（指導主事〔教諭〕常勤・兼任） 職員C（行政職〔CW〕 常勤・兼任）、職員D（保健師 常勤・専任）、 職員E（行政職 常勤・兼任）、職員F（臨時嘱託〔警察OB〕 常勤・専 任）、職員G・H（家庭児童相談員 非常勤・専任）</p>	
<p>協議会の構成</p> <p>○児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）の全体会（青少年問題協議会を全体会として位置づけている。）、支援策検討所属長会議、支援策検討実務者会議を要保護児童対策地域協議会と位置づけている。</p> <p>○モデルのいわゆる代表者会議、実務者会議、個別ケース会議にあてはめると、代表者会議＝全体会、実務者会議＝支援策検討所属長会議、個別ケース会議＝支援策検討実務者会議となる。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み） ○全体会（青少年問題協議会）：1回 ○所属長会議：6回（2か月に1回） ○実務者会議：32回（必要があれば随時開催）（21ケース）</p>	
<p>協議会メンバー</p> <p>◎全体会：行政機関、学識経験者、市議員など</p> <p>○行政機関：市長、助役、教育長、市関係部長、明石警察署長、公共職業安定所長、こども家庭センター所長、明石健康福祉事務所長、神戸地方法務局明石支局長、幼稚園代表、小学校・養護学校長代表、中学校長代表、高等学校長代表</p> <p>○学識経験者：商工会議所代表、青少年地区愛護協議会代表、連合自治協議会代表、連合PTA、連合子ども会育成連絡協議会代表、民生児童委員協議会代表、青少年補導委員会代表、保護司会代表、医師会代表、高年クラブ連合会代表、保育協会代表など</p> <p>◎所属長会議：市役所関係課の所属長（子育て支援課長、保育課長、学校教育課長、生活福祉課長、障害福祉課長など）、県の関係機関（こども家庭センター家庭支援課長、健康福祉事務所保健指導課長、明石警察署生活安全課長、少年サポートセンター所長）、医師会代表（精神科医）、民生児童委員協議会の代表</p>	

◎実務者会議： 所属長会議の構成課の実務担当者（ケースにかかわりのある者中心）、ケースを担当する地区民生児童委員、主任児童委員、学校、幼稚園、保育所関係者、ケースにかかわりのあるヘルパー等事業関係者など

(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。
(どのようにレベルアップを図ってきたのか。)

①設立の手順（○:重点項目 ●黒丸の重点項目の詳細又は補足）

○平成16年4月に健康福祉部こども室子育て支援課が新設され、平成14年に設置していた「児童虐待防止ネットワーク会議」を発展させ、児童虐待と少年非行に取り組む「児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）」を立ち上げた。

●子育て支援課には、指導主事や警察OBを配置し、教育委員会（学校教育課、教育研究所、青少年育成センターなど）と十分な協議を行い、対象を児童虐待と少年非行、非行からみの不登校とした。

○子育て支援課で運営方法や設置要綱を検討しながら、関係者への理解と協力を求めることに力を注いだ。

○平成16年4月から順次、関係行政機関や各種団体の長に概要説明と協力依頼を行い、その後、各種団体の理事会・役員会や中学校校長会、小・養護学校校長会、幼稚園長会、中学校生徒指導担当者会議、小学校生徒指導担当者会議で概要説明及び協力依頼を行った。

※関係行政機関：県こどもセンター所長、明石警察署長、兵庫県警本部生活安全部長、青少年サポートセンター所長、県明石健康福祉事務所長、中学校代表校長、小・養護学校代表校長、生徒指導担当校長など

※各種団体の長：連合自治協議会会長、高年クラブ連合会会長、連合こども会育成連絡協議会会長、連合PTA会長、青少年補導委員会会長、商店街連合会会長、医師会長、保護司会会長、女性団体協議会会長など

※各種団体の理事会・役員会：連合自治協議会役員会及び理事会、高年クラブ連合会理事会及び総会、女性団体協議会理事会、連合こども会育成連絡協議会理事会、連合PTA役員会、連合こども会育成連絡協議会理事会、民生児童委員協議会代表者会、青少年補導委員会理事会、青少年地区愛護協議会代表者会など

●教育委員会主催で、臨時校長会を開催し、説明及び意見を求めた。

○全体会（代表者会）を新たに設けるかどうか、教育部門と協議した結果、設置目的が似ており、相当数のメンバーが重複する、青少年問題協議会を全体会と位置づけることとし、新たに代表者は設置しなかった。

○子育て支援課で要綱制定や個人情報保護のルールづくりを行い、平成16年7月21日に「こどもすこやかネット」を立ち上げた。

○教育委員会で発行する「明石の教育」の生徒指導の項目に「こどもすこやかネット」を記載してもらい、利用を促進した。

○平成17年2月に開催された青少年問題協議会において、同協議会を「こどもすこやかネット」の全体会とする旨の了承を得た。

②苦勞した点と対応策、理念、日頃心がけている点など

○関係者の理解・協力を得ることに苦勞したが、設立時の対応策は上記記載のとおりである。また、実績報告を年に一度、民生児童委員協議会、地区愛護協議会、PTAなどに対して行っている。

○理念としては、「地域と行政が連携して支援する」であり、行政の中でも、市内部であれば、教育と福祉の連携を重視している。また、こども家庭センター、警察など県関係との連携も重視している。

ケース検討を行う実務者会議には、担当の民生児童委員、主任児童委員の参加を求めている。

③ネットワーク、協議会が設立された背景

○子育て支援が市の重点施策と位置づけられたように、市長のトップダウン的な部分がある。子育て支援課が設置される前から、総務部、健康福祉部や教育委員会が検討を重ね、子育て支援課設置後は、同課が中心になって設立した。

④設立まで

○「関係者の理解・協力を求める。」理解・協力を求めていくべき順序や重要な人物が存在するので、そのポイントを押さえた後で、各種会合において説明を実施した。（多くの関係団体の総会が初夏までに開催されるのでその時期に必ず出席して、説明した。）

○「教育と福祉の連携に努める。」教育委員会を巻き込み、特に学校関係者に対して理解を求めた。学校関係でも押さえるべき順序、人物が存在するので、そのポイントを押さえた後で、校長会、生徒指導担当者会などで説明した。

○守秘義務、個人情報保護の関係で理解を得るため、明石市個人情報保護審議会に諮問を行ったほか、市の顧問弁護士に対しても個人情報保護に関する相談を行い、設置要綱上守秘義務と誓約書の提出を規定するほか、各会議開催時の個人情報保護の説明、個人情報保護のルールづくりなどを行った。

⑤設立後当初

○所属長会議を毎月1回開催し、理解してもらうことに努めた。

○生徒指導担当者会に必ず出席し、PRに努めた。

○教育委員会で発行する「明石の教育」の生徒指導の項目に「こどもすこやかネット」を記載してもらい、利用を促進した。

⑥ 1年目

- 全体会：青少年問題協議会において、事例を報告し、連携しての支援についての理解を深めるとともに、青少年問題協議会を全体会として位置付けることについて了承を得た。
- 所属長会議：毎月1回開催し、全検討事例の報告を重ね、理解を求めた。また、所属長会議のあり方について、各委員の意見を2回徴収し、検討した。所属長会議向けに児童虐待防止とネットワークに関する研修会を実施した。
- 実務者会議：会議冒頭には、自己紹介をするとともに、個人情報保護の重要性を毎回説明している。（2年目以降も継続）
 - ・会議録を作成し、所属長会議への報告用まとめも作成した。（2年目以降も継続中）
 - ・健康福祉事務所の協力のもと、同事務所が招聘していた専門家B氏をアドバイザーとして、実務者会議を開催し、参加者のレベルアップを図った。
- 生徒指導担当者会に必ず出席し、PRに努めた。

⑦ 2年目

- 専門家C氏をアドバイザーとしてお願いし、所属長会議、実務者会議のメンバーに対してのネットワークに関する講演会を実施。
- アドバイザーA氏を講師として市民向けの児童虐待防止研修会を実施。
- アドバイザーC氏の大学の研修生が作成した児童虐待防止小冊子「わたしはここにいるよ」の増刷を行い、研修会等で配布。
- 「こどもすこやかネットだより」（創刊号）を発行した。
- 「要保護児童対策地域協議会」への移行を、所属長会議からの意見も参考にしながら実施した。
- 所属長会議：所属長会議は2か月に1回とし、個々のケースの検討については、困難ケースへのアドバイスを中心とした。（3年目も同じ）。また、年間計画、研修計画も報告するとともに、要保護児童対策地域協議会への移行についての意見もいただいた。さらに、児童虐待防止マニュアル素案を示し意見をいただいた。
- 実務者会議：アドバイザーを招いての実務者会議を6回開催（アドバイザーA氏1回、B氏5回、C氏2回）し、実務者のレベルアップを図った。

⑧ 3年目

- 子育て支援課に正規職員としての保健師（4月から）、ケースワーカー（12月から）を配置し、事務局体制を強化した。
- 児童虐待防止マニュアルを発行し民生児童委員や関係者に配布するとともに、研修会でも活用した。
- 教育と福祉と地域の連携をより進め、児童虐待・少年非行の防止に取り組むための研修会を複数回行った。
（民生児童委員向け講演会兼事例検討会、教育市民フォーラム、所属長・実務者向け研修会、実務担当者向け事例検討会、幼稚園・保育所関係者向

け児童虐待防止研修会、小学校・中学校関係者向け児童虐待防止研修会など)

○実務者会議:アドバイザーB氏を招いた実務者会議を4回開催するとともに、事例検討会を1回開催し、実務担当者のレベルアップを図った。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○こどもすこやかネットの一部が要保護児童対策地域協議会に移行しても、実務内容は変化していないが、法的に守秘義務があることと情報提供を求めることができることから、医師や学校などに協力を得やすくなった。

○ネットワークで取り組むことにより、①多面的で柔軟な対応、②情報・支援策の共有、役割分担の明確化による迅速で的確な対応、③支援者同士の支え合いができるようになった。

(3) その他(他の市町村へのアドバイスなど)

①何を準備していけばいいか。

○システム、会議の種類と役割、対象とする児童の範囲などを検討していく。そのために、福祉と教育の連携は欠かせないため、十分な協議が必要である。(本市の場合、市長の目玉施策であり、指導主事が配属されたため、教育と福祉の連携の面ではスムーズであった。)

○先進市の要綱、システム図を入手し、我が自治体にあった、システムを検討すること。

○どのような関係機関に参加してもらうか。

○会議の(特に所属長会議)の位置づけ、役割、メンバーを検討すること

②留意しておくこと

○国のモデルが自分の市に当てはまるとは限らない。

○教育と福祉の連携が大切である。

○設置にあたっては、市民啓発的に、設立記念講演会を実施するのもいいのではないか。

③説明に行く相手など

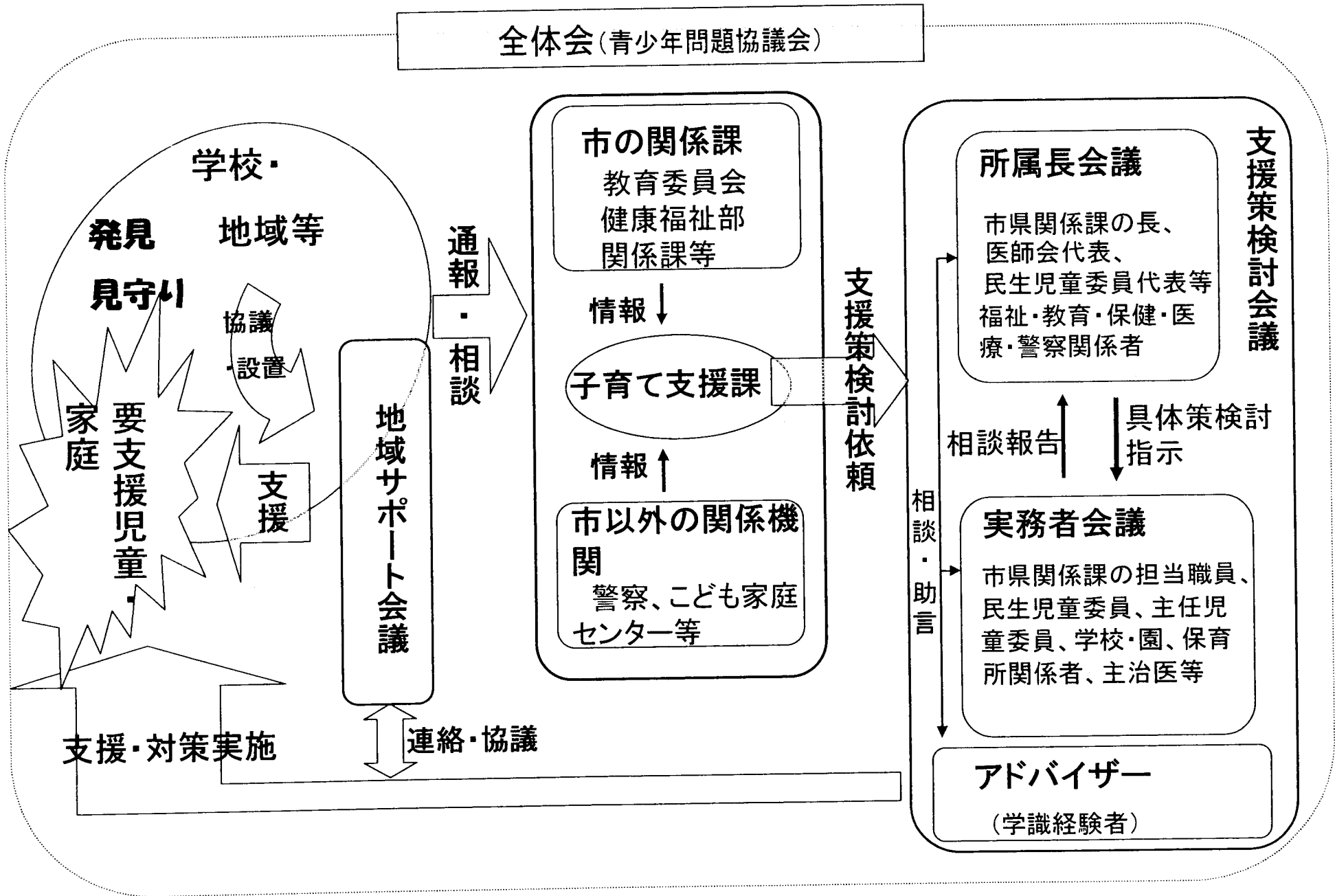
○本市の場合、支援策検討所属長会議(関係課、関係機関の所属長又は代表)を2か月に1度開催しているため、その場で説明ができた。

○全体会である青少年問題協議会委員として新たに委嘱する者には、個別に訪問して説明を行った。

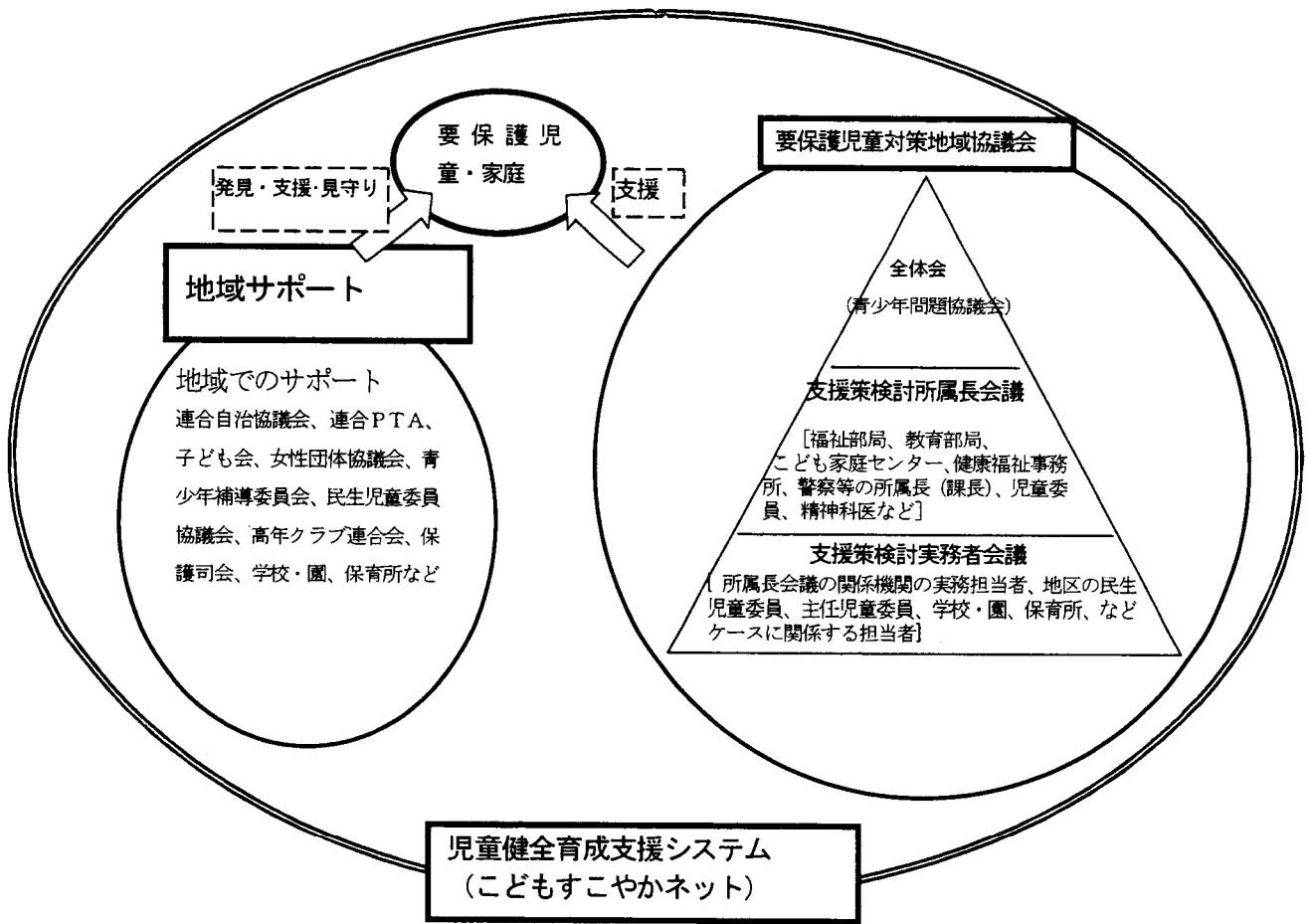
④その他

○当市ではまだ実現していないが、定期的な実務者会議(こども家庭センター、健康福祉事務所、担当課、保健担当課、教育委員会程度)を開催し、こども家庭センターの把握している事案と市の把握している事案を共有し、状況管理も行うことができればよい。

明石市児童健全育成システム(こどもすこやかネット)



こどもすこやかネットと要保護児童対策地域協議会のイメージ図



明石市児童健全育成支援システム設置要綱

(設置)

第1条 地域、関係機関及び関係団体が一体となって、児童に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止並びに児童の非行及び犯罪の未然防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するため、明石市児童健全育成支援システムを設置する。

(構成)

第2条 前条の目的を達成するため、明石市児童健全育成支援システム（以下「こどもすこやかネット」という。）に、全体会、支援策検討関係機関課長等会議（以下「所属長会議」という。）、支援策検討関係機関実務者会議（以下「実務者会議」という。）及び地域サポート会議を置き、これらの連携を図る。

(全体会)

第3条 全体会は、こどもすこやかネットに関する報告及び次に掲げる事項の協議を行うものとし、明石市青少年問題協議会条例（昭和36年条例第13号）に規定する明石市青少年問題協議会を全体会として位置づけるものとする。

- (1) 児童虐待等に係る関係機関等相互の情報の共有化、連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待等に係る予防、早期発見及び早期対応の達成に関すること。
- (3) 児童虐待等の防止に係る啓発活動の推進に関すること。
- (4) こどもすこやかネットの運営に関すること。
- (5) その他児童虐待等の防止に関すること。

第4条 所属長会議は、行政関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の専門性を有機的につなげ、各関係機関等の機能及び権限を最大限に活用した行動の連携を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び問題行動（以下これらを「児童虐待等」という。）の防止、早期発見及び早期対応について、関係機関等が行う事業等の効果的な連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待等の防止に係る啓発に関すること。
- (3) 児童虐待等に係る実務者会議への支援策の検討の指示及び実務者会議で策定した支援策の評価に関すること。
- (4) 問題行動の広域化など、全市的な対応が必要な場合における各関係機関等の対応、対策及び役割分担の調整に関すること。
- (5) こどもすこやかネットを運営する上での課題の検討に関すること。

(6) その他児童虐待等の防止に関すること。

- 2 所属長会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者から推薦された者又は推薦された職にある者及び別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 所属長会議の座長は、明石市健康福祉部こども室子育て支援課長（以下「子育て支援課長」という。）の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、所属長会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめその指定する者が、その職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 所属長会議の構成員の任期は、構成員がその職に在職する期間とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる明石市医師会及び明石市民生児童委員協議会の代表者から推薦された者若しくは推薦された職にある者の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 前項に規定する構成員は、再任されることができる
(実務者会議)

第5条 実務者会議は、各関係機関等が所有している情報及び問題意識を集約し、共有することにより、児童虐待等の具体的事案に対し、各関係機関等の機能及び権限を最大限に活用した、迅速で、効果的、多面的かつ総合的な指導及び支援を行うため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待等の具体的事案における、個人情報保護について配慮した情報の共有化に関すること。
 - (2) 児童虐待等の具体的事案に係る指導及び支援策の検討並びに各関係機関等の効果的な役割分担及び行動連携の調整に関すること。
 - (3) 地域サポート会議との連携を図り、地域サポート会議及び各地域が取り組むべき支援策に係る協議に関すること。
 - (4) その他児童虐待等の防止に関すること。
- 2 実務者会議は、前条第2項に規定する所属長会議の構成員から推薦された者又は推薦された職にある者及び関連団体から推薦された者をもって組織する。
 - 3 実務者会議は、定期的又は臨時に開催するものとし、所属長会議の座長が、前項に規定する者のうちから児童虐待等に係る事案の検討に必要な者を招集して開催する。
 - 4 実務者会議の進行は、所属長会議の座長が指名した職員が行う。

5 所属長会議の座長が必要があると認めるときは、第2項に規定する者以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地域サポート会議)

第6条 地域サポート会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域における要支援者に対する支援策の検討及び実施に関すること

(2) 地域における虐待防止、非行防止等の啓発活動に関すること

2 地域サポート会議は、地域の支援及び関わりが必要な事案について、幼稚園長、小学校長、中学校長又は子育て支援課長が、当該事案の関係者のうちから必要な者を招集し、開催する。

3 前項の会議は、小学校区単位又は中学校区単位で開催することとし、2以上の中学校区の関わりが必要な事案については、関連中学校区をひとつの単位として開催するものとする。

(要保護児童対策地域協議会)

第7条 全体会、所属長会議及び実務者会議を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として位置付ける。

2 明石市健康福祉部こども室子育て支援課を児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として取り扱う。

(秘密の保持)

第8条 全体会、所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議の構成員並びにその他の参加者は、その活動を通じて知り得た個人情報について、みだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 全体会、所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議の構成員は、その活動目的を達成するために必要な範囲以上の個人の情報を収集してはならない。

3 所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議出席者（法律、政令、府令又は省令で守秘義務を課されている者を除く。）は、別に定める秘密の保持に関する誓約書を提出しなければならない。

(庶務)

第9条 こどもすこやかネットの庶務は、健康福祉部こども室子育て支援課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こどもすこやかネットの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則（平成16年7月21日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年1月12日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、制定の日から施行する。

（明石市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱の廃止）

2 明石市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱（平成14年11月11日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月19日制定）

この要綱は、制定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

明石警察署

兵庫県警察本部明石少年サポートセンター

兵庫県中央こども家庭センター

兵庫県明石健康福祉事務所

明石市医師会

明石市民生児童委員協議会

別表第2（第4条関係）

明石市政策部広報課長

明石市総務部防災安全課長

明石市コミュニティ推進部コミュニティ推進室課長

明石市健康福祉部福祉総務課長

明石市健康福祉部生活福祉課長

明石市健康福祉部障害福祉課長

明石市健康福祉部健康推進課長

明石市健康福祉部こども室子育て支援課長

明石市健康福祉部こども室保育課長

明石市健康福祉部こども室児童福祉課長

明石市教育委員会事務局学校教育課長

明石市教育委員会事務局社会教育推進課長

明石市教育研究所長

兵庫県加古川市	ネットワーク設置年月日：H14.11.1 協議会設置（移行）年月日：H17.4.1
人口：266,224人	子どもの数（15歳未満）：40,303人
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：こども課、6名 ◎職員A 常勤 兼任 職員B 常勤 兼任 職員C 常勤 兼任 保健師 非常勤・専任 家庭児童相談員2 非常勤・専任</p>	
<p>平成18年度会議開催数（見込み） ○代表者会 1回 ○実務者会 10回 ○個別ケース検討会議29回（H19.2末現在）</p>	
<p>協議会メンバー： ○代表者会議：医師会、町内会、社会福祉協議会、民生児童委員、PTA、人権擁護、児童養護施設、保育協会、警察、こども家庭センター、保健所、中学校長会、小学校長会、幼稚園長会 ○連絡会議：こどもセンター、保健所、庁内関係機関 ○事例検討会議：関係機関</p>	
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。</p> <p>①設立まで： ○児童福祉法の改正により、厚生労働省のガイドラインにしたがって、設立。 ○事前に児童虐待防止推進協議会を設置していたため、その要綱と厚生労働省のガイドラインを併せて要綱を作成した。</p> <p>②設立後当初： ○推進協議会の時は研修会や講演会等の開催のみで主だった活動はなかったため、とりあえず協議会の設置に係る事務（告示、代表者会の開催事務等）をすすめ、実際にケースにどのようにかかわっていくかまでは、全くつめておらず、協議会は設置したけれど・・・という状態であった。 ○要保護児童の中には、発達障害や非行も入るということで、どのように対応していくかの不安が大きかった。</p> <p>③1年目： ○当初は担当係長、臨時保健師の設置のみで協議会の告示や代表者会のメンバーの選出等に労を費やし活かしたネットワークづくりについては、あまり考えてなかった。 ○個別ケース検討会を中心に行った。その結果ネットワークの大切さに</p>	

段々と気づいていった。

- まずは、家庭児童相談の中で定期的にケースの見直しを行った。
- 就学前担当機関と就学後担当機関に分けて、主たる担当者を決め、情報の交換をし、関係を築いていった。
- ケースの通告件数が増加していき、ネットワークが機能しないままでは見守りのみになってしまうという危機感から、児童虐待の専門家にネットワークの運営についてアドバイスをもらうようになった。
- 実務者会議については、どのような内容でどれくらいの頻度で開催するかとの知識がなく、当初は庁内の担当機関が集まって、異なったかわりの中で、何を話してよいかかわらず、研修会を開催することにとどめたり、要綱改正をし、実務者会の開催回数を減らしたりした。
- 措置権等の権限をもっているこども家庭センターに聞いてもなかなか判断がつかないときもあるが、その場合はこども家庭センターにも意見が言えるバイザー（教授クラス）を呼んで、事前に打ち合わせをした後、ケース会議を開いた。
- 人間関係をスムーズにすることに重点をおいた。（調整機関内部）
- ある程度の関係ができるまでは、できるだけ顔をあわせるようにするが、各担当者の熱意を見極め、関係が築けそうな機関から着手した。
- DV関係の相談員、母子自立支援員との連携を強めた。

④2年目以降：

- 要保護対策担当副課長、家庭支援係が設置された。（人員増加）
- 児童虐待の専門家にアドバイスをもらうことにより、実務者会のあり方について、3年目に向けて要綱を改正するとともに、位置づけや開催の内容を考えた。
- 実務者会議をこども家庭センター・保健所と就学前担当機関、就学後担当機関、民生児童委員と4つに分けるブロック化を図った。（加古川市の規模では5者会議で定例で集まるほうが効率が良かったため、平成19年度以降は再度一本化する予定）
- ケースにかかわってもらうための、民生児童委員の定期的な研修をはじめた。
- ケースの大変さを庁内の担当機関に理解してもらうため、すべてのケースについて、連絡会（実務者会）で話をし、各課がなぜここにいるかを何度も説明した。
- 市内の虐待事例が新聞に取り上げられたことにより、議会をはじめ上層部の関心が集まったことを利用して、相談員の勤務体制の充実に向けて予算計上を図った。
- 子育て相談（ホットライン）との連携を図った。
- 学校園職員むけのマニュアルを作成し、配布した。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ケースの通告先がこども課であるという認識を庁内担当部署をはじめ、教育委員会関係がもち、すべての虐待ケースについての情報を1本化することができた。
- こども課と措置機関であるこどもセンターとのかわりが強くなった。
- ケースを役割分担して見守ることができるようになった。

- ケースの定期的な見直しができるようになった。
- 色々な専門家の人のアドバイスを聞く機会が多くなった。

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- 措置権等の権限をもっているこども家庭センターに聞いてもなかなか判断がつかないときもあるが、その場合はこどもセンターにも意見が言えるバイザー（教授クラス）を呼んで、事前に打ち合わせをした後、ケース会議を開く。
- 人員の増加をタイミングをみて人事に訴える。（虐待のケースを例にとってみるのもあり）
- ある程度の関係ができるまでは、できるだけ顔をあわせるようにするが、各担当者の熱意を見極め、関係が築けそうな機関から着手する。
- DV関係の相談員、母子自立支援員との連携を強める。
- 警察との連携は必要。しかし、警察は行政（福祉）ではなく、あくまで司法的な動き方をする場合があるので、慎重に対応する場合あり。
- 代表者会議：年1回～2回開催 約2時間程度 メンバーの虐待に関係する温度差が大きいいため、件数報告や事業計画等に留める。
- 連絡会議（実務者会議）：月1回 第1火曜（未定）約2時間程度。困難ケースや新規ケースについての見直し
- 個別ケース検討会：随時 困難ケースについては、児童相談アドバイザーによるバイズをつける。

加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 要保護児童の早期発見及び適切な保護を行うため、関係機関・団体等との連携の強化を図り、当該児童及びその保護者に関する情報収集や必要な支援等を行うことを目的に、加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 要保護児童についての関係機関・団体等のネットワークの確立に関すること
- (2) 要保護児童及びその保護者に関する情報、適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) その他要保護児童の対策に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に定める構成員をもって組織する。

(会議)

第4条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 代表者会議
 - (2) 連絡会議
 - (3) 実務者会議
 - (4) 事例検討会議
- 2 代表者会議は、各年度の協議会の運営方針等を定めるため、協議会の構成員により各年度1回以上開催する。
- 3 連絡会議は、ネットワークの運営に関する情報交換等を行うため、別表第2に定める機関・団体等の担当者により各年度1回以上必要に応じて開催する。
- 4 実務者会議は、すべてのケースについて、状況確認及び検討を行うため、連絡会議の構成員の中から構成員を選任し、各月1回以上開催する。
- 5 事例検討会議は、個別のケースに対応するため、そのケースに関係のある担当者により必要に応じて開催する。

(秘密保持)

第5条 協議会及び会議の構成員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市福祉部こども支援局こども課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱の廃止)
- 2 加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱(平成14年10月10日福祉保健部長決定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月 日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

<p>関係機関 ・団体</p>	<p>加古川市加古郡医師会から推薦された者 加古川市町内会連合会から推薦された者 加古川市社会福祉協議会から推薦された者 加古川市民生児童委員連合会から推薦された者 加古川市PTA連合会から推薦された者 加古川市人権擁護委員協議会から推薦された者 児童養護施設から推薦された者 兵庫県保育協会東播磨地区保育協議会加古川支部から推薦された者 兵庫県加古川警察署から推薦された者 兵庫県中央こども家庭センターから推薦された者 兵庫県加古川健康福祉事務所から推薦された者 加古川市立中・養護学校校長会から推薦された者 加古川市立小学校校長会から推薦された者 加古川市立幼稚園園長会から推薦された者</p>
<p>加古川市</p>	<p>市民部 福祉事務所 教育委員会教育指導部</p>
<p>その他市長が特に必要と認める者</p>	

別表第2 (第4条第3項関係)

<p>関係機関 ・団体</p>	<p>兵庫県中央こども家庭センター</p>	<p>家庭支援課</p>
	<p>兵庫県加古川健康福祉事務所</p>	<p>保健指導課</p>
<p>加古川市</p>	<p>市民部</p>	<p>人権施策推進課</p>
	<p>福祉部</p>	<p>福祉総務課 生活福祉課 障害福祉課 つつじ療育園 保育課</p>
	<p>教育委員会</p>	<p>生涯学習推進課 学校教育課 青少年育成課</p>